

玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第23号)の規定に基づき、玉名市職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成26年12月15日

玉名市長 高崎 哲哉

## 1 職員の任免及び職員数の状況

### (1) 職員の採用

#### ①平成25年度に実施した新規職員採用試験の状況

区分	職種	受験者数	最終合格者数	平成26年 4月1日 採用者数
大卒程度	行政	57人	3人	3人
	電気	7人	1人	1人
高卒程度	一般事務	22人	2人	2人
合計		86人	6人	6人

#### ②平成25年度に実施した身体障がい者を対象とした新規職員採用試験の状況

高卒程度	一般事務	3人	2人	2人
------	------	----	----	----

#### ③平成25年度に実施した間企業等職務経験者を対象とした新規職員採用試験の状況

大卒程度	土木施行管理技士	6人	1人	1人
------	----------	----	----	----

### (2) 職員の離職

平成25年度に離職した職員の状況(再任用職員を除く)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合計
15人	6人	2人	1人	24人

### (3) 職員数の状況

#### ① 職員総数 (各年度4月1日現在)

区分	職員数		
	総数	男	女
平成26年度	529人(2人)	324人(0人)	205人(2人)
平成25年度	541人(3人)	333人(0人)	208人(3人)
増減	▲12人(▲1人)	▲9人(0人)	▲3人(▲1人)

注) ( )内数値は、再任用職員の数で、外数です。

#### ② 部門別職員数の状況(各年度4月1日)

部門	区分	平成25年度	平成26年度	対前年 増減数	特記すべき増減理由
		議会	6	6	
普通 会計 部門	総務	132	130	▲2	
	税務	26	25	▲1	
	労働	0	0	0	
	農水	50	48	▲2	
	商工	14	13	▲1	
	土木	45	43	▲2	機構改革によるもの
	民生	114	116	2	
	衛生	32	31	▲1	
	計	419	412	▲7	
	教育 部門	教育	68	62	▲6
小計		487	474	▲13	
公営 企業 等 会計 部門	水道	12	11	▲1	
	下水道	15	16	1	
	その他	30	30	0	
	小計	57	57	0	
合計		544 [600]	531 [600]	▲13 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

③ 定員管理の数値目標と進捗状況(各年度4月1日現在)

○平成18年4月1日から平成25年4月1日における定員管理の数値目標及び実績

年度	H18	H25	計画期間内削減数 ( )内は達成率
計画数	682人	544人	▲138人(100%)
実数	682人	541人	▲141人(102.2%)

○平成25年4月1日から平成27年4月1日における定員管理の数値目標及び進捗状況

年度	H25	H26	H27	計画期間内削減数 ( )内は進捗率
計画数	544人	533人	522人	▲22人(100%)
実数	541人	529人	—	▲12人(54.5%)

○平成26年4月1日から平成28年4月1日における定員管理の数値目標

年度	H26	H27	H28	計画期間内削減数
計画数	533人	522人	504人	▲29人

(注) この計画による職員数には、再任用職員及び教育長の数は含んでいません。

## 2 職員の給与の状況

(1) 一般行政職員の級別職員数(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 技術主任	係長 参事・主査	課長補佐 主幹	課長 審議員	部長 首席審議員	
職員数	29人	22人	123人	134人	55人	37人	11人	

(注) 1 一般行政職員数とは、行政職の職員のうち、税務職、福祉職、保健師職等の職員を除いたものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	短大卒	152,800円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(平成26年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職(調理員・用務員)		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
玉名市	321,841円	342,983円	42.3歳	279,855円	289,500円	47.4歳
国	335,000円	408,472円	43.5歳	287,992円	326,611円	50.1歳

(注) 「平均給与月額」には、「扶養手当」、「管理職手当」、「地域手当」、「住居手当」等の毎月支払われる手当を含んだ額です。

## (3) 職員の経験年数別、学歴別の平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般 行政 職	大学卒	271,700円	322,900円	369,000円	389,100円
	短大卒	260,600円	290,900円	340,900円	370,700円
	高校卒	237,200円	279,500円	325,700円	363,900円
技能 労務 職	高校卒	215,600円	—	—	323,000円

## (4) 職員の主な手当の種類と内容(平成26年4月1日現在)

種類	内容及び支給月額	国の制度と異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者以外の扶養親族・・・各6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同	—
住居手当	借家・・・家賃額が月額12,000円を超える場合、家賃額に応じて最高27,000円	同	—
通勤手当	電車、バス等利用者・・・ 担っている運賃に応じて最高55,000円 自動車等利用者・・・ 使用距離に応じて最高24,000円	同	—
期末・勤勉手当	平成25年度支給割合 期別   期末手当   勤勉手当 6月   1.225月分   0.675月分 12月   1.375月分   0.675月分 計   2.6月分   1.35月分 職務級による加算措置あり。	同	—
退職手当	勤続 支給率(H25.4.1現在) 年数   自己都合   定年・勸奨 20年   23.03月分   28.7875月分 25年   32.83月分   38.955月分 35年   46.55月分   55.86月分 最高限度額   55.86月分   55.86月分 加算措置 定年前早期退職の場合は1年につき2%加算(20%限度)	同	

## (5) 特別職の報酬等(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当支給割合		
給料	市長	880,000円	(平成25年度)	
	副市長	677,000円	6月期	1.40月分
報酬	議長	419,000円	12月期	1.55月分
	副議長	383,000円	計	2.95月分
	議員	359,000円		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間等の状況

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	週休日
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	7時間45分	土曜日・日曜日 (一部施設除く)

#### (2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求時	年20日を限度に付与	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	引き続き90日以内の期間	
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	職員の結婚に伴う行事等	5日以内
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	8週前から出産の日まで
	産後休暇	出産した場合	出産の翌日から8週間
	育児時間休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回各々30分
	妻の出産休暇	妻が出産する場合	2日以内
	男性の育児参加休暇	妻の産前6週産後8週の期間で子を養育	5日以内
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	子1人につき5日以内
	短期介護休暇	要介護者の介護や世話をする場合	5日以内
	忌引休暇	親族の死亡に伴う行事等	1日～7日
夏季休暇	夏季における盆等の行事等	7月から9月までの5日以内	
介護休暇	配偶者等の介護を行う場合	6か月を超えない範囲(無給)	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事	年30日以内(無給)	

### 4 職員の分限及び懲戒処分状況(平成25年度)

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

#### (1) 分限処分

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			10		10
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定員の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。  
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。  
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

#### (2) 懲戒処分

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行があった場合					0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。  
 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

## 5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として守らなければならない義務が地方公務員法において次のように定められています。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成25年度）

### (1) 研修

種類	名称	対象者	受講者数
*1基礎研修	新規採用職員前期研修	平成25年度採用者	8人
	新規採用職員後期研修	平成25年度採用者	8人
	入庁5年目未満研修	平成22年度～平成25年度入庁者	30人
	入庁5年目研修	平成21年度入庁者	6人
	入庁10年目研修	平成16年度入庁者	21人
	中堅職員研修	平成10年度以降入庁者で主査の職にある者	59人
	現任参事研修	現に参事の職にある者 (保育所副所長を含む)	63人
	新任係長研修	平成25年度に係長に昇任した者	3人
	現任係長研修	現に係長の職にある者 (上位職との兼務者を含む)	79人
	新任課長研修	平成25年度に課長に昇任した者	0人
	現任課長研修	現に課長の職にある者	34人
	現任部長研修	現に部長の職にある者	10人
*2特別研修	人事評価実務研修	評価者及び被評価者	389人
*3派遣研修	自治大学校派遣		1人
	市町村職員中央研修所派遣		5人
	全国市町村国際文化研修所		4人
	熊本縣市町村職員研修協議会研修派遣		18人
	NOMA行政管理講座派遣		10人
	熊本縣市町村職員IT人材育成支援事業派遣		11人

(注)人事課が実施した研修の状況を記載しています。

\*1基礎研修 新規採用時や昇任時などの機会を捉え、公務員として必要な職務にあたる上での基本的姿勢、知識、能力、また職員の自己改革意欲を基調とした政策形成能力等の開発を目的に実施するもので受講該当者は必須受講の研修です。

\*2特別研修 地方分権時代に必要な資質や能力を重点的に養成し、また特定の政策課題についての理解や認識を深めることを目的に実施する研修です。

\*3派遣研修 異なる環境での研修体験を通じ、高度な専門性や幅広い見識を身に付けた職員の育成を図るため各種教育機関や研修機関等に派遣するもの

(2) 勤務成績の判定

成績評価、能力評価及び態度評価で構成する人事評価を平成24年度から実施中です。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況(平成25年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること。	定期健康診断	人間ドック受診者以外の全職員
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
	安全衛生管理	衛生管理者の選任、衛生委員会の開催

(2) 公務災害等の発生状況(平成25年度)

種類	件数
公務災害	0件
通勤災害	1件

(3) 育児休業等の取得状況(平成25年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	1人	0人
女性職員	12人	0人

(4) 利益の保護の状況(平成25年度)

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0件